

玉 長 第 5 0 1 号
平成 2 5 年 8 月 2 0 日

各地域包括支援センター }
各居宅介護支援事業所 } 御中
各サービス事業所 }

玉野市長寿介護課

介護給付費に関する過誤申立関係書類の提出及び
岡山県国民健康保険団体連合会への請求について（お願い）

平素から本市の保健福祉行政に多大なご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、みなさまのご協力により円滑な処理を進めているところですが、今年度より市から岡山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への過誤のデータ送信の締切りが早まったため、今後の取り扱いを以下のように変更させていただきます。

ご迷惑をお掛けしますが、必要書類の 8 月提出分からご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 同月処理

（１）処理月の月末（土日の場合はその前の金曜日）までに、長寿介護課へ下記の必要書類を提出する。

【提出書類】

・介護給付費過誤申立書

※「申請区分：１２ 請求誤りによる実績取り下げ（同月）」に ○を
する。

※「具体的な理由」を必ずご記入ください。

・レセプト（修正前，修正後）

（２）処理月の翌月に国保連へ再請求する。

＜例＞ 8 月分を同月処理する場合

① 8 月 3 0 日（金）までに長寿介護課へ必要書類を提出する。

② 9 月 1 0 日までに国保連へ再請求する。

※「修正」ではなく「新規」で請求する。

2 通常処理

(1) 処理月の15日(土日の場合はその前の金曜日)までに、長寿介護課へ下記の必要書類を提出する。

【提出書類】

- ・介護給付費過誤申立書

※「申請区分：02 請求誤りによる実績取り下げ」に○をする。

※「具体的な理由」を必ずご記入ください。

- ・レセプト(修正前, 修正後)

(2) 処理月の翌月の月上旬に国保連から「介護給付費等支払決定通知書」が事業所に届く。

(3) 「介護給付費等支払決定通知書」を受けて、国保連に再請求する。

＜例＞9月分で通常処理をする場合

① 9月13日(金)までに長寿介護課へ必要書類を提出する。

② 10月上旬に国保連から「介護給付費等支払決定通知書」が届く。

③ 「介護給付費等支払決定通知書」を受けて、国保連に再請求する。

※「修正」ではなく「新規」で請求する。

3 その他

過誤の件数が多くなる場合には、事前に長寿介護課へご連絡ください。

場合によっては、下記のスケジュールと異なることがありますので、ご了承ください。

玉野市社会福祉部 長寿介護課 介護保険係 電話：(0863)32-5534 FAX：(0863)32-5526
--